

**重要**

認定調査員 各位

平成 27 年 9 月 10 日  
一般社団法人 八王子介護支援専門員連絡協議会  
認定調査担当 八木・金沢

## 認定調査の留意点について

認定調査員の皆様、日頃より当法人の認定調査にご尽力下さり、有難うございます。

先日、市役所との定例打ち合わせ会議にて、以下の内容を市役所担当より指摘を受けましたので、ご報告致します。

### 1. ガン末期の調査対象者の対応について

更新の調査にもガン末期の方がおります。65才未満（2号被保険者）の方は申請書の『特定疾病名』の欄にガン末期と記載されておりますが、1号被保険者の方は調査を行う上で聞き取りにより把握する場合があります。本人、家族が把握している場合は『調査対象者の主訴』の部分に記入できますが、告知されていない場合等は特記事項に記入する際に配慮していただく場合もありますので気を付けてください。

更新の調査の為、認定有効期間がありますので、新規の申請の様に調査を急ぐ必要はありませんが、ガン末期の調査対象者の方は介護保険認定調査票に付箋（ふせん）を貼って提出していただきたいと思います。（そのまま市へ提出することにより審査会を早める必要があれば市側で対応していただける為）

### 2. 交通事故の対象者について

最近、交通事故にあった対象者については、いつ交通事故にあい、身体の状況はどうか、後遺症等を『調査対象者の主訴』に記入してください。

以前に交通事故にあい、後遺症や身体状況において記載する必要がある場合にもいつの交通事故によるもので、どんな状況かを『調査対象者の主訴』に必ず記入をお願いいたします。

### 3. 4郡（精神・行動障害）の特記事項の記載について

特記事項の記載について、頻度を必ず数字で記入してください。

例) 1日に2回、週に1～2回、月に3回位等

### 4. 5-2（金銭の管理）と5-5（買い物）の関連性について

例) 金銭の管理が「介助されていない」を選択しているのに、買い物は「全介助」の場合、金銭管理はできているのに、買い物は全介助であると、買物の一連の行為として、清算や支払い等はどのようにしているのかわからないとの事です。5-5（買い物）の特記事項に、「買い物は娘が全て行っている為、全介助とする」ではなく、「買物を依頼することもなく、毎回の支払いも行っておらず、娘が購入している為全介助とする」と記載してください。

3及び4については、日頃より行っている内容のこととは、存じますが宜しくお願い致します。

今後ともご協力お願い致します。

以上